

令和5年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等				
					不開示	一部不開示	存在 不応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号						
1	R5.2.14	R5.4.7	都営地下鉄線、日暮里舎人ライナー、都電荒川線ダイヤグラム（回送、試運転、臨時のものも含む）				1												(7条4号) 列車運行図表（ダイヤグラム）には、営業列車のほか試運転列車や回送列車の運用等の業務上の機密情報が含まれており、これらの情報が公開されることにより、テロや犯罪行為に悪用されるおそれがあるため。 (7条6号) 列車運行図表（ダイヤグラム）は使用後、販売することで、当局的収益となるものであるところ、これが公になると販売の収益が減少し、当局的経営上又は事業運営上の正当な利益を害するおそれがあるため。	交通局電車部運転課		
2	R5.3.8	R5.4.28	令和4年度バス停留所上屋新設等単価請負工事契約書、工事発注伝票、工事発注書、バス停留所上屋新設等単価請負工事概要書並びに発注書及び工事完了届	153	1						1	1							(7条3号) バス停留所上屋新設等単価請負工事内訳書及びバス停留所上屋新設等単価請負工事概要書並びに発注書に記載された単価及び金額は、その金額を提示した企業の経営上、営業戦略上の重要な情報である。これらの情報が公になると、競業他社等が価格交渉の資料としたり、自らの見積りを調整して、営業戦略上有利に立つ可能性があり、金額を提示した企業がその後の事業活動において不利な立場に置かれることになるため。 (7条4号) 契約書及び工事完了届に押印されている印影は、公にすることにより、偽造等のため当該企業の財産等への不法な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。	交通局自動車部計画課		
3	R5.3.20	R5.4.3	1 指導票 2 指導票に基づく改善措置状況について（報告）	2	1															交通局電車部営業課		
4	R5.3.20	R5.4.3	3交電車第1648号「駅業務の委託の契約締結について（令和4年度）」	70	1						1	1	1							(7条4号) 契約書等に押印されている印影は、公にすることにより、偽造等により当該法人の財産等への不法な侵害を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。 (7条6号) 予定価格算定に関する情報は、公にすることで、今後当局が行う同種の見積において、見積り会社の思惑等により見積価格の高止まりを招くなど、適切な単価設定に支障が生じるおそれがあるため。 (7条3号) 電話番号は、当該法人が公表しておらず、公にすることにより、当該企業の事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるため。 (7条2号) 担当者の氏名は、特定個人を識別できる情報であり、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (7条3号) 見積価格は、その価格を提供した法人の経営上の情報であり、他の企業等に経営上の情報が知られることで、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	交通局電車部営業課	
5	R5.3.23	R5.4.3	1 指導票	1	1															交通局電車部営業課		
6	R5.3.31	R5.4.13	教本「旅客営業」（4交職研第162号：令和4年6月23日決定）	152	1															交通局職員部研修所		
7	R5.3.31	R5.4.12	R5年度入場計画（全線）	5	1															交通局車両電気部車両課		
8	R5.3.31	R5.4.6	東京都地下高速電車定期券代用乗車証発行要綱	7	1															交通局電車部営業課		
9	R5.3.31	R5.4.14	南千住自動車営業所 支部長 就業簿（令和4年9月1日から令和5年3月31日までのもの）	52	1						1									交通局自動車部管理課		
10	R5.3.31	R5.4.14	令和5年3月29日13時55分から、南千住自動車営業所3階会議室にて話し合いをした際に当時の副所長が録音したものを文字起こしした文書				1													交通局自動車部管理課		
11	R5.4.5	R5.4.18	契約内容の変更について	1	1															交通局電車部営業課		
12	R5.4.5	R5.4.19	内訳書 件名/業務用ポスター（単価契約）12月期	1	1															交通局総務部お客様サービス課		
13	R5.4.7	R5.4.18	新宿線トンネル長寿命化工事実施設計委託・委託総括書・種別内訳書・代価明細表・設計書総括情報表	1	1															交通局建設工務部保線課		
14	R5.4.12	R5.4.21	(1) 浅草線戸越駅照明器具更新工事 (2) 三田線芝公園駅照明器具更新工事 上記件名の工事概要書、種目・科目内訳書、細目内訳書、特記仕様書	57	1															交通局車両電気部電力課		
15	R5.4.17	R5.4.28	令和5年4月14日付運行管理者業務日誌	8	1															交通局自動車部管理課		
16	R5.4.17	R5.4.28	(1) 令和5年3月30日付事故報告書（甲） (2) 令和5年4月14日付<トラブル>速報 (3) 令和5年4月17日付報告書 (4) 令和5年4月17日付個人指導記録 (5) 令和5年4月14日付北DB (6) 令和5年4月14日付終業点呼記録簿 (7) 北自動車営業所の事故車両の処理記録についてのシステム画面	8	1						1										(7条2号) 車両番号 他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであるため。 (7条2号) 自動車登録番号 他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであるため。 (7条2号) 乗務員のフリ番 個人に関する情報で、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであるため。 (7条2号) 乗務員の職員番号 個人に関する情報で、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであるため。 (7条2号) 乗務員の氏名 個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため。 (7条2号) 乗務員の年齢 個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため。 (7条2号) 乗務員の経験年数 個人に関する情報で、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであるため。 (7条2号) 乗務員の印影 個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため。 (7条2号) 乗務員のダイヤ情報 他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであるため。 (7条6号) 概要 乗務員が、事故発生の原因や経過等について公にならないことを前提に記録したものである。当該箇所を公にすることにより、今後事故の原因説明や再発防止策の策定等に必要で、具体的かつ客観的な情報が十分に得られなくなり、交通局の事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 (7条2号) 「[当日欠勤]」の下部及び「乗務員からの報告事項」の上部 個人に関する情報で、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの又は、公にすることにより個人の権利利益を侵害するおそれがあるため。	交通局自動車部管理課

